

## 八王子市立みなみ野小中学校いじめ防止基本方針（改訂）

### 1 いじめに対する基本認識 「しない させない 許さない」

全ての子供と大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子供にも起こり得る」という認識の上で。

- (1) いじめは「しない させない 許さない」を大原則とする。
- (2) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学校をつくる。
- (3) いじめられている子供の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (4) いじめる子供に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

### 2 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、児童・生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 児童・生徒がいじめ問題を自分のことと考え、自ら正しく活動できる集団づくりに努める。
- (2) 各教科、特別の教科 道徳、特別活動等を通して規範意識や集団の在り方等について理解を深める。一人1台の学習用端末やSNSを適切に使うことができるように、家庭・地域の協力を得ながら、実践レベルの理解を深めるメディアリテラシー教育を推進する。また、小学校6年生・中学校2年生を対象に「弁護士によるいじめ予防授業」を実施する。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等と連携を図る。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長することがないよう細心の注意を払う。（教職員の人権感覚）また、絶対に黙認はしない。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 児童・生徒の自尊感情を高めることができた具体事例を共有する。（反対事例も逆説的に扱う）
- (8) 地域や関係諸機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深め、いじめ防止等のための達成目標を学校評価の項目に位置付ける。
- (9) 最悪の事態（自死、他への傷害）を想定した危機管理を行う。
- (10) 八王子市教育委員会による全市的な取り組みである「はちおうじっ子サミット」や「ピンクシャツデー」を通して、いじめ防止に対する児童・生徒の主体的な態度の育成を図る。

### 3 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 子供の声に耳を傾ける。
- (2) 子供の行動を注視する。
- (3) 「年度当初子ども見守りシート」及び「子ども見守りシート」を活用し、保護者と情報を共有する。
- (4) 学校便りなどで、学校がいじめに対して取り組んでいることを地域に伝え、日常的に地域と連携できる関係をつくる。
- (5) いじめ防止対策のためのチェックシートを作成し、全教職員で実施する。

### 4 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づいて早期に適切な対応を行い、関係する児童・生徒や保護者の納得と合意の上、解消を目指す。

- (1) いじめられている子供やその保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、当該学年をはじめ学校全体で組織的に対応する。
- (3) 学校は事実に基づき、子供や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる子供には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。

- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) 事後指導も状況によって期間を段階的に設定し、継続した対応や寄り添いを行う。

## 5 **組織及び具体的な取組**

- (1) 学校いじめ対策委員会を設置して、毎週1回定期的継続的に児童・生徒の情報を共有し、組織的に対応する。構成員は(統括)校長、副校長、生活指導主任(学校いじめ対策委員会コーディネーター)、教務主任、養護教諭、スクールカウンセラー、学年主任とし、必要に応じて学級担任、スクールソーシャルワーカーに出席を求める。また、小学校では月初めに、中学校では学期のはじめに、それぞれ全教員が出席し、課題の共通理解を図り、今後の方向性を周知する。
- (2) 「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童・生徒対象アンケートを年間3回(6月、11月、2月)実施する。
- (3) 相談できる大人が一人以上いる体制づくりをする。児童・生徒にとって相談しやすい環境をつくり、「年度当初子ども見守りシート」及び「子ども見守りシート」を活用し、家庭はもとより、地域、関係機関と連携した対応を図る。
- (4) 中学校においては毎週木曜日を教育相談日に設定し、随時担任と生徒の二者面談を実施する。
- (5) スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。(小学校2、5年生・中学校1年生)
- (6) いじめの芽を見逃さない体制づくりを行う。

いじめ認定への共通認識をもつ。「ふれあい月間アンケート」「Q-U」「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針の改定及びいじめの防止と発生した場合の対処Q&Aの活用について」(令和7年3月付)等のツールを活用した、早期発見に努める。

- (7) いじめを許さないまち八王子条例第12条第4項に基づく調査報告書に示された4つの提言への取組を全教職員で共通理解をし、充実を図る。
  - ア 児童・生徒の指導に組織的にあたること
  - イ 児童・生徒に関する情報の収集について工夫すること
  - ウ スクールカウンセラーによる教員の支援
  - エ 教員の児童・生徒と向き合う時間の確保
- (8) 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。
- (9) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。
- (10) 「SOSの出し方」授業を行い、大人に相談することの重要性を徹底して指導する。
- (11) 「八王子市のいのちの大切さを共に考える日」を設け、特別の教科 道徳や学級活動を中心に、命に関する授業を行い、自他の生命を尊重する精神の醸成を図る。また、道徳授業地区公開講座を中心にいじめの防止や差別を許さない授業を実践するとともに、家庭・地域の信頼と協力を得る。
- (12) 児童・生徒のアンケート結果は迅速に分析して対応する。(アンケート用紙は卒業後3年間保存する)
- (13) 年度当初の保護者会や関係諸機関の会合で基本方針の内容を説明する。

## 6 **今年度の重点**

- (1) 「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針の改定及びいじめの防止と発生した場合の対処Q&Aの活用について」(令和7年3月付)、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改定」(令和6年8月30日付)、「いじめ総合対策 第3次」(令和7年6月26日付)に基づいた学校いじめ対策委員会の運営を行う。
- (2) 長期休業開始及び終了直前に訪問・面談、電話、Meet等を活用し、「少しでも気にする児童・生徒」の状況を把握する。
- (3) いじめが疑われる事案が発生した際に迅速な対応、情報共有ができるように、被害児童・生徒と加害児童・生徒の関係が一目で分かるような、関係図の作成研修を行う。